

但し、連帳ハ會計之ヲ保存シ印紙ハ辨事トシテ保存スルモノトス

第八條 本會ノ會計ハ毎半年大會ニ於テ其決算表ヲ公表シ大會ノ承認ヲ經ル事ヲ要ス

第九條 本會ハ労働爭議賃金争議公團ニ職業不吉辨ニ催等ノ内職業ニシテトキ本會ノ役員ハ直ニ本會ニ申達シ辨事ト協議ノ上充分ナル調査ヲ遂ゲ積極的援助ヲナシ或ハ互議ハ方法ニ依リ正当穩便ノ解決ヲ期スルモノトス

第十條 本會員ニシテ本會ニ多大ノ貢獻トシテトキ辨事會及ビ評議員會ノ決議ニヨリ本會ニ表彰スルモノトス

第十一條 本會員ニシテ本會ノ規約及決議ニ違反シ又ハ本會ノ名譽ヲ汚損シ或ハ虚偽ヲ以テ本會員ヲ請出シ或ハ故テ本會員ヲ排除シ本會員トシテ其職務ヲ怠ルコトヲ行ハス者

第十二條 本會員ニシテ住所及ビ勤務先移動ノ場合ハ本會又ハ前度持許者ニ必ず報告スルヲ義務トス

第十三條 本會ノ規約ヲ九條ノ目的ヲ達セン為テ左ノ事業ヲ行フ一職業紹介 一共済 一法律顧問 其他本會ノ福利ヲ増進スル事業

第十四條 本會ニ入會セントスル者ハ許定ノ入會書ニ姓名捺印トシ提出スルモノトス

東京職工同志會細則

第一章 本會ハ左ノ規定ニヨリ職業紹介ヲナスモノトス

一 本會ハ自ら職業工場ニ就テ職工募集或ハ就職ノ便トシテ見出しルモノ直ニ労働者及ビ労働者ニ報告スルヲ義務トス

二 本會ハ労働者及ビ労働者ニ報告スル時ニ其場合直ニ職業紹介簿ニ之ヲ記入スルモノトス

三 本會ハ各支所ノ報告ニヨリ直ニ之ヲ職業紹介簿ニ記入シ就職ノ便ヲ計ルモノトス

四 本會及ビ支所ノ報告工場ノ通知ノ紹介又ハ製造上ノ便利ヲ計ル地方ヨリ出京ノ志アル者ハ本會ニテ紹介シ入會者工場ヲ設

第五條 本會ハ七ノ規定ニヨリ共済スルモノトス

一 本會員ニシテ職業上ノ負傷及疾病ノ多ク就業ニ能ハザルトキ辨事會ニ於テ必要ト認めタルトキニ限リ相当ノ範圍ニ於テ之ヲ補助スルコトアルモノトス

二 本會員ニシテ業務負傷及疾病ノ為メ死亡シタル者ニハ弔慰金ヲ贈ルモノトス

三 本會員ニシテ加入後五年ヲ経過シ職役ノ多ク且集出社ノ命セラレタル者ニハ其家族ニ對シテ補給金ヲ付シテ必要ト認めタルトキ相者ノ範圍ニ於テ之ヲ補助スルコトアルモノトス

但し此項補給金員ニテ取捨金ヲ差引ルコトアルベシ

本會則共済規定ハ本會員トシテ加入後五年ヲ経過セザレバ請